

琉球大学学術リポジトリ

日本の女性法学研究者の存在と声

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: レヴィン, A. マーク, 黒川, 真琴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019555

日本の女性法学研究者の存在と声 Voices for Our Time : The Status Quo of Women Law Professors In Japan

マーク・A・レヴィン
黒川真琴

1. はじめに

世界経済フォーラムによって発表された 2021 年のジェンダー・ギャップ指数を見てみると、日本は 153 ケ国中 120 位、主要 7 ケ国、いわゆる G7 の中では最下位¹となった。これは、目をそむけることのできない、世界からの評価ではないだろうか。

一方、ここ数年で、ジェンダー・ギャップを解消するための法改正等がそれなりに行われてきたようにも見受けられるし、更に、内閣府男女共同参加局の「来たれ、リーガル女子」を始めとする、特に法曹界での、女性の裁判官・検察官・弁護士を増やそうとする取り組みはなされてきているようにも見受けられる。このような、女性参画推進のための取り組みは、企業等でも、管理職への女性登用を増やそうという形でなされてきているようにも見受けられる。

しかし、日本の社会はまだ何かを忘れてはいないだろうか。ジェンダー平等を達成する上で、筆者らは法学研究者の世界を取り上げたいと思う。日本社会のジェンダー平等に関する文献調査してみると、法学研究者の間に存在するジェンダー・ギャップはあまり取り上げられてこられなかったように思う。いったい日本の法学界に女性研究者はどのくらい存在して、彼女たちの声は十分に日本の法学界に反映されているのだろうか。筆者らはそのような単純かつ重要な疑問を調査すべく、女性の法学研究者の存在と声という二種類の分析を行った。

1 ジェンダーギャップ指数 2021、日本は 120 位 G7 最下位は変わらず低迷 | ハフポスト NEWS([huffingtonpost.jp](https://www.huffpost.jp))

本稿の二ではまず存在を数値化するために、日本における女性の法学研究者の数をかぞえることを試みた。更に、彼女たちの声がどのくらいの強さと程度反映されているかを調べるために、本稿の三ではジュリストの重要判例解説、ジュリスト、論究ジュリストを用いた調査を行った。それぞれの結果を分析するにあたって、筆者たちにとって最も入手が容易であった、米国のデータを比較対象として用いた。多少異論はあるものの、法学教育界という知的集団を比較することは、法システムの違いを越えて、可能であると私たちは考える。

また、未来を語る場面でのジェンダーギャップや、その他、インターセクショナルリティー、管理職地位における女性の法学研究者など、更に今後考察を進めていくべきではないかと考える事項への言及も行っている。

2. 現状：日本における女性の法学研究者

(1) 背景

米国においても、法学分野に占める女性の数を数えるのはたやすいことではない。最新のデータのうち最も優れたものは、アメリカン・バー・アソシエーションにより2013年に発表されたものであろう。それ以降のデータもあるが、あまり簡潔に又綿密に区分されたものではない。確実なデータを導き出すことが困難であることの理由の一つとして米国のロースクール³にはいわゆる博士又は講義を行う教授に加えて、実技指導を行う実務家教員、法律検索及び法律文書作成の指導を行う教員、司書⁴、その他いわゆるスペシャリストおよび法科大学院長を含む管理職に匹敵する地位が存在していることが挙げられる。それぞれの地位は、終身雇用であるもの、またはそうでないものに分かれている。彼らはフルタイム雇用かもしれないし、パートタイム雇用かもしれない。また、もっともよく使用されている教員ランク分けとして、アシスタント、アソシエイト、教授、またはそれに加えて、一時雇用の教員、非常勤講師、その他、新

3 基本的に米国の法学教育は、大学院である法科大学院から始まる。後述にあるように、学部レベルの課程として、リーガルスタディーズというプログラムが存在するが、法学教育と呼べるほど、一般的に普及していない。

4 米国では法務博士号を持っている司書がいる。中には、ロースクールの授業を受け持つ者もいる。

任教員と同レベルの訪問教員としてのポジションがある。

日本における教員データの分析はさらに困難であろう。まず、日本において、法学教育は様々な環境で行われている。大陸法の国で典型的にみられる、学部レベルの法学教育が中核をなしている。さらに、法学部はそれぞれの大学の政治学部や公共政策学部、国際関係学部と組み合わせられているところも多い。本稿ではこれらを学部における法学教育と呼ぶことにしたいと思う。なぜならば、日本にも大学院レベルの法学教育が存在するものの、米国とは異なり、日本の法学部で行われている教育は、米国のロースクールで行われている法学教育に近く、専門的な知識を提供し、法的思考を持つ人材を育成することを目的とするものであると見受けられるからである。しかしながら、法はさらに、経済学部、ビジネス学部、社会科学部、または人文系の学部の広い分野で、学問の垣根を越えて教授されているものでもある。日本で使用されている言葉ではないが、米国では、学部レベルの課程として、リーガルスタディーズと言われるプログラムが存在し、これが日本の法学部以外の他学部で教授されている法学講座・プログラムに最も近いものではないかと考えられる。

さらに日本では大学院レベルでも法が教授されている。大学院レベルでの法学教育には二種類見受けられる。一つ目は、規模が大きめの法学部の大学院としての将来の研究者を養成するための研究大学院である。二つ目は 2004 年に設立された、日本に約 35 校ほど残っている、法曹養成を目的とした法科大学院である。日本の法科大学院はしばしば、アメリカスタイルの法曹養成プログラムと言われることもあり、非常勤講師や、弁護士、検察官、裁判官も雇われている。

教員のポストとして、今日、2007 年の法改正以来、最もよく使用されているものとしては、助教、講師、准教授、教授があり、それぞれに任期付きと、任期なしがあるが、助教や講師の職階のない大学もある。

これらの教員と、それ以外で法律を教授する教員を合わせて、日本の法學学問領域全体と考える。この大きな構造の中には、多様な環境の下で法律を教授、研究する者が含まれる。

(2) 調査方法

多少の異論はあるとしても、日本の法学教授のジェンダーバランスの現状を把握するに当たって、米国における法学教授と同等にあたる集団は、日本においては、大学レベル以上の現場の法学教授および研究者であると考えた。そのため、私たちは下記のような集計方法をとった。

- ・高等教育機関における法学教育に従事する者の人数集計を行った。まず私たちは主に、法学部に標的をしぼって、集計を行った。
- ・司法研修所は調査の対象としなかった。⁵
- ・終身雇用の地位にある教員とその地位を得ることのできる職位に従事している者にまず注目した。
- ・法学部でない、政治学部、経済学部、国際関係学部、公共政策学部などで法学を教授する者は今回の調査の対象には含めなかった。
- ・基本的に、非常勤教員や実務家教員として、弁護士、検察官、裁判官などで法学実務教育に携わる者は調査の対象外とした。
- ・男女という、簡素化した性区分のみを調査指標とした。念のため試みた調査の中で、自身の性アイデンティティが男女という区分にはあてはまらないことを公にしている教員は一人も見られなかった。

この調査では2種類の手法を用いた。まず、ほとんどのデータは、私たちと交流のある者に調査協力をお願いして、直接またはオンライン上の電子メール等を通じて集計を行った。できる限り、調査の内容と趣旨を明確にし、一貫したデータを得られるよう、最大限の注意を払った。2種類目の手法は、インターネットで公開されている各大学・大学院の男女別の数を集計した。男女の表記がない場合はできるだけ、名前、またはインターネット上で公開されている写真、最終的には友人または知り合いに問うことによって、判別させた。

集計は、2019年から2020年又は2020年から2021年の年度に行った。

5 司法研修所の女性講師の数についても簡単に調査を行ってみたところ、計80人いるスタッフ及び所長、事務局長のうち13人が女性であった。(16.25%) Makoto Nakamura, Supreme Court of Japan General Secretary, 司法研修所教官名簿(令和2年4月10日現在)(JTRI faculty directory as of April 10, 2020), online at <https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2020/07/司法研修所教官名簿>。

集計対象の大学はできるだけ、全地域を網羅すること、および国公立大学、私立大学両方が均等になるように選別を行い、下記の 10 大学としたが、幾分か、忙しい学期の間でも、協力をお願いしやすい先生方が在籍している大学に偏ってしまったことは否めない。⁶ 協力してくださった先生方には大変感謝をしている。

(3) 調査結果

表 1. 1 2019 年から 2021 年度における、日本の女性法学教授の割合

法学部	国公立・私立 * (元帝国大学)	女性教員の割合 (%)
慶応義塾大学	私立	29.63%
東北大学	国立*	22.64%
大阪大学	国立*	19.05%
京都大学	国立*	18.87%
名古屋大学	国立*	17.50%
成城大学	私立	15.00%
北海道大学	国立*	12.50%
福岡大学	私立	12.12%
早稲田大学	私立	8.89%
東京大学	国立	5.45%
平均		15.80%

上記の調査結果から、日本で現在、法学研究者で教鞭をとり、論文の執筆を行っている男女の割合は、大まかに見積ると、女性が 15 パーセント程度、男性が 85 パーセント程度であるということがうかがえる。上記のデータを平均すると、現在の学術現場での女性の割合は、顕著な違いが出た大学を除いて、10 パーセントから 20 パーセントといったところになる。この数字をどのように評価するかは人それぞれかと思うが、女性教員の占める割合が 8 パーセントから 10 パーセントだった 2004 年の状況⁷と比較してみると、この過去 16 年間でますますの進歩があったと評価することができる。

ここで、比較対象として、米国のデータを参考として記述しておきたい。米国ロースクールの法学研究者で教鞭をとり、論文執筆を行っている女性の割合は米国全体で 40%弱から半ばではないかと見積られる。前述したように、

6 全ての女性の法学研究者の人数のデータを集計することを推奨したい。

7 Eri Osaka, Women and the New Legal Training System in Japan, 34 Int'l J. SOCIO.L. 239,246 (2006. 彼女のデータを平均した)。

最新の優れたデータはアメリカン・バー・アソシエーションにより 2013 年に発表されたもので⁸、ロースクール全体に占める女性教員の割合は 45.9%となっている。そのうち、ニューヨーク市立大学ロースクールでは女性教員の占める割合が 72.5%で最も高い数値を示しており、ヴァージニア州にあるアパラチアン・ロースクールが 16.3%と最も低い数値を示している。すなわち米国の 9 割のロースクールが、女性教員の割合は 30%から 60%の間の数値であることがわかる。しかし、いわゆる US ニュース・ランキングで 2018 年にトップ 25 校に入っていた学校では、男性教員の割合が圧倒的に多いことは否めない。トップ 25 校のうち、女性教員の割合が過半数を占めるロースクールは一校も存在しなかった。また、うち 23 校は全米のロースクールでの女性教員が占める割合の平均値を下回っており、うち数値の低い 11 校は女性教員の占める割合が 40%に届いていなかった。日本も含めて、各国から留学、または研究で訪れる法学研究者は圧倒的にトップ 25 校のロースクールを選択することが多いように見受けられるので、米国のロースクールでも男性法学研究者が圧倒的に多いというイメージを受けている者も多いかもしれない。

さらに、もう一つの比較対象として、ハワイ大学の法科大学院のデータも示したいと思う。2020 年 6 月現在、本稿の著者であるマーク・レヴィン自身で調査を行って見たところ、2020 年 6 月の時点で、全体の教員のうち女性が占める割合は 42%であったが、いわゆる本件調査の対象となった、講義を行い、研究を行うことがメインの作業である法学教授、准教授として在籍する女性は 32%で、司書やスペシャリスト、臨床教育担当という法学博士号を保持しており、授業を受け持つこともあるが、講義・研究メインの法学教授とは別の肩書を持つ者も加えると、56%となった。

ここで、本件調査で得られた日本の法学部のデータ分析に戻りたいと思う。この調査において、30 パーセント近くの女性教員が在籍している私立大学の慶応義塾大学が調査対象校の中で最も女性教員の占める比率が高い大学となった。次に国立大学である、東北大学が約 23 パーセントという結果で二番目に

8 AM. BAR ASSOC., Legal Education and Admissions to the Bar, ABA, (2013), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2013_law_school_staff_gender_ethnicity.xlsx.

高い数値を示した。

一方、日本で最も有名な国立、私立大学の一つである2校の数値が最低値を示した。日本の政治、経済を担うエリートを養成する教育機関である東京大学を日本で最も有名な国立大学として位置づけることに異論を唱えるものはいないであろう。2020年4月に女性教員を2名雇ったということで、この2名を加えて、さらに、米国のロースクールにおける管理職の地位に匹敵する2018年から2019年まで法曹養成専攻長・現法学政治学部の副学部長である沖野眞巳教授を加えたとしても、全55名の教員のうち、女性教員はたったの3名である。一方で、私立大学である早稲田大学において法律を教授している法学部の教員で終身雇用又はその終身雇用の地位を得ることが将来見込まれる職位に従事している女性は9パーセント以下(2020年の時点で2名)である。

この調査結果より、日本の法学部を女性教員が占める割合ごとに3つに区分することができよう。

日本の法学部に占める女性教員の割合は、数値の高い大学であっても、20パーセント台にとどまる。ジェンダー比率が等化されたというにはまだ長い道のみであるようだ。しかし20パーセント台にまで女性教員の割合を高めることに成功したこれらの大学は、日本で評価されるべきであろう。まだ20パーセント台に満たない大学については、これらの大学をモデルとして、どのような試みがなされたのか再度検討してみる必要があるのではないだろうか。

女性教員の占める割合が10パーセントから20パーセントである大学はひょっとすると、現状を維持することが日本の標準であるとして、特に改善が必要という認識には至らない可能性がある。私たちはこれらの大学に現状が決してゴールではないという意味でイエローカードを付与したいと思う。なぜならば、筆者らは男性が過半数以上占めている現場の状況を最適な環境とみなすのは不適切であると考え、また女性の声が十分に取り入れられていない可能性もあるからである。

最も重要なこととして、私たちが願うことは、女性教員の割合が10パーセントに満たない大学がなぜそのような現状にとどまってしまっているのかを再考し、改善に力を注いで欲しいということである。アンバランスの原因が明示的なバイアスおよび無意識的なバイアス双方によって引き起こされた個人的な

ものか、構造的な要因によるものなのかという議論を超えて、現状はとても残念であると言わざるを得ない。私たちはこのような現状では、女子学生だけでなく、男子学生、女子学生全体を適切に指導しうる環境とはいえないと信じている。

さらに、日本の全ての法科大学院、法学部の女性教員に関するデータを体系的に収集し、そのデータが世間一般に共有されるべきである。私たちは、このようなデータ収集と共有化を推奨したい。その結果、ひょっとすれば、人種、国籍、SOGIESC など、男女にとどまらず、より多様なアイデンティティに関するデータが共有され、それらをアイデンティティとして公表していく法学者達が増えていくかもしれない。そして、そのデータをもとに、文部科学省、日本法科大学院協会等が手を取り合って、日々の業務に広義の多様性という観点を取り入れていくことを提案したい。

(4) 交差性・女性管理職等におけるリーダーシップに関する他の観点について

①交差性（インターセクショナルリティ）

日本のジェンダー環境を考慮するにあたって、交差性は絶対的に見逃すことのできない重要な概念であるが、本論文においては、この点についての考察には触れないこととしたい。もちろん、多様な差別の枠が組み合わさり、相互に作用することで、個々に有害な影響を与えているということを私たちは了知している。しかし、日本の法学界においては、男女以外の枠組みとして、人種、国籍等による枠組み、または性的指向、性自認等に関する枠組みが考えられるが、これらのアイデンティティをもつ法学研究者の人数が少ないか、あるいは、これらのアイデンティティを表には出さないようにしているように見受けられるため、これらについて調査・考察していくことは大変困難な作業であった。そのため、本研究の対象からは除外させていただいた。

日本では少なくとも法学研究者で男女以外の差別的枠組みとなりうるアイデンティティをもっているが、それについて公表していない研究者が必ず存在するのではないか。これは男女含めてであるが、私たちの研究関心である、

女性の法学研究者に関してしてみると、すでに男女という枠組みで少数派に属する女性の法学研究者たちにとって、さらに、差別的な要因となるかもしれない、人種、国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティ又は性自認等を隠しながら生活することは、おそらくたやすいことではないであろう。

日本の法学界が今後、交差性という観点も踏まえて、女性研究者たちが直面している壁について研究を進め、私たちがさらに日本の女性研究者達を取り巻く環境についてより深く理解するきっかけを与えてくれることを心より願っている。

②管理職的地位における女性法学研究者

あまり驚かれるべき事実でないかもしれないが、法学部に限らず大学・大学院の管理職的地位に占める女性の割合は大変低い。

任期期間及び詳細については定かではないが、木村静子教授が日本で初の女性法学研究者として、学部長レベルの地位に就いた人物ではないかと私たちは考えている。彼女は成蹊大学の法学部長を務めており、1996年に定年退職していることから、それ以前に学部長になったことが推測されるため、おそらく彼女が日本人女性研究者初の法学部長ではないだろうか。また、その後の女性法学研究者の同様の役職への就任については、浜田道代教授が定年前の2008年に一年間のみ名古屋大学の法科大学院長を務め、その後2009年に紙谷雅子教授が二年間学習院大学法学部長を務めている。

2009年以降、何人かの女性法学者が法学部又は法科大学院の学部長又は大学院長の地位に就任しているが、日本の歴史上、ほとんどの大学・大学院では、学部長又は学長の職位に就任した女性はいまだ少ないと言わざるを得ない。2011年3月11日に発生した東日本大震災後の数週間後に、学生、大学関係者も大きな被害を受けたであろう東北大学の法学部長に、水野紀子教授が就任している。2019年の日本の法科大学院の35人の法科大学院長のうち、女性はたった4名のみである。千葉大学の後藤弘子教授、東北大学の久保野恵美子教授、東京都立大学の峰ひろみ教授、金沢大学の佐藤美樹教授である。日本の法科大学院の大学院長に占める女性の割合は、2019年当時、11パーセントであったと算出することができる。

その間、少なからず何人かの女性が、日本の大学の学長の地位に就任して

おり、その中に少なくとも法学研究者が3名含まれているようである。立石芳枝教授は明治大学専門部女子部を起源とする、明治短期大学の学長に女性法学研究者としては日本で初の学長として就任した。次に、林弘子教授が2013年に福岡大学を離れて、宮崎市立大学の男女共学の公立学校では日本初の女性学長に就任した。さらに、現在、国際公法専門の、前甲南大学法科大学院の中井伊都子教授が、甲南大学の学長として活躍されている。

3. 声：発表論文からみる日本の女性法学者の現状

1. 背景

日本の法学界には、各法学部又は出版社が発行するいわゆる法学雑誌にそれぞれの研究者が論文を投稿する場が提供されている。米国と法学研究者の人数を比較した場合、人数はあまり変わらないようであるが⁹、法学雑誌に論文を発表する機会は日本の方が少ないと見受けられる。日本では米国で主流である、ロースクール生が編集者として運営する法学雑誌があまり存在しないように見受けられる。また、日本の法学雑誌には明らかに、出版社によって編集・発行される雑誌に論文を掲載することが名誉であるといった、明らかなヒエラルキーが存在するようである。また、単に法学雑誌に投稿して自身の論文が掲載されることよりも、出版社側から出版の依頼を受けたり、また企画者としてや座談会のメンバーとして参加して欲しいとの依頼を受けることの方が、より名誉なことで、自分が法学研究者としてある一定の地位を築き上げたことを表しているようである。

ジュリスト、法律時報、判例時報、判例タイムズ、2012年からジュリストの姉妹紙として発行されている、論究ジュリストという5つの主流な法学雑誌の中でも法学研究者の間ではよく知られた階級が存在する。異論があるかもしれないが、私たちは、ジュリストが日本で最も重要で、学者及び実務家に最もよく読まれている法学雑誌であると考えている。次に、法律時報が学問雑誌としては最も名誉があり、論究ジュリストも法律時報と同等の地位を確立しつつある

9 米国、日本の法学研究者全体の人数に関する正確なデータを調査していないが、大陸法の伝統的な法学教育を用いている日本においては、法学部が存在することから、領土の広さの差を考慮しても、米国と日本の法学研究者全体の人数はあまり変わらないのではないかと推測している。

と考えている。

ここで、例として、日本の法学界のジェンダーに関して論じた最新の雑誌二本を見てみるとおもしろいかと思う。まず一本目は、ジュリストが 1500 号目を記念して 2016 年 12 月に “これからの法律実務” と称して 100 ページ以上にわたって特集した記事がある。15 名の、日本法学界を牽引する法学教授、法律家などがそれぞれの未来について語っている。しかし、この語られた “未来” というのは、もっぱら男性のみの視点から描かれたものであった。労働法専門である、木下潮音弁護士のみが唯一女性としてこの特集に参加している。¹⁰ すなわち、日本でもっとも重要な法律雑誌でさえ、この鮮明な写真が物語るように、15 人中 14 人の男性 (93%) が日本法学界の未来を語るという、形だけのジェンダー平等という現実を映し出しているようにさえ思われる。

さらに新しいものとして、法律時報が法学界に焦点をおいた、似たような記事を発表している。2019 年 8 月に出版された、元号が平成から令和になったことをきっかけに出版された “平成の法学” という 10 本の論文が掲載されているものである。10 本の論文のうち、9 本は男性により執筆されたもので、「平成年間の会社法」という題で、会社法について執筆した松井智予教授のみが女性として唯一この特集に参加している。それから、「座談会、平成の法学教育、民法分野を中心として」に 5 名の法学研究者が参加しているが、参加しているのは、すべて男性である。¹¹ すなわち、座談会に参加している学者と論文の執筆者を合わせると、15 人中 14 人が男性 (93%) であり、ジュリストと同様の形だけのジェンダー平等という現実が浮き彫りとなっている。

日本の女性研究者の声¹²が法学界全体にどのくらい反映されているのかを計

- 10 これはあくまで推測ではあるが、パネルのカラー写真のレイアウトから、他の 12 人の男性は同じサイズ、アングルの写真であるのに対し、彼女の写真はページの角に、他 2 名の男性の写真とともに縮小された形で掲載されている。これは、彼女の写真が後から付け足されたのではないかと思わせられるレイアウトとなっている。
- 11 最近アメリカの学界では、もし学会が男性のみで構成されている場合、“panel” とは呼ばずに、批判的に “manel” という言葉が使用されている。
<https://www.nih.gov/about-nih/who-we-are/nih-director/statements/time-end-manel-tradition>
- 12 木下潮音弁護士のように、ジュリストの重要判例解説とは異なり、ジュリスト、論究ジュリストの座談会、特集等の参加者には法学研究者のみならず、実務家もしばしば参加しており、法学研究者のみが構成に参加しているわけではない。

るため、ジュリストと論究ジュリストを使用して、二つの調査を行った。一つ目は、30年前と現在を比較する調査で、二つ目は最近のジュリストと論究ジュリストを比較するというものである。どちらの調査も、ジェンダー平等という観点からは満足のいく結果は得られなかったが、幾分かジェンダー不平等が解消されつつある傾向にあるということが出来る。筆者らは未来に期待できるのではないかと考えている。

2. ジュリスト 重要判例解説、1989-2019

(1) 背景と調査方法

1966年以來、ジュリストは出版される前の年の最も重要だと考えられる判例を掲載してきた。重要判例解説のレイアウト等は当時と現在を比較しても、あまり変化がみられない。各法ごとに、8ページから12ページほど割り振られて、ジュリストの編集者が選んだそれぞれの分野で著名なコーディネーターがさらに執筆者を選び、それぞれが執筆した判例解説を掲載するという形になっている。その中で、各法ごとに選出されたコーディネーターには重要な判決を選ぶ権限と他の執筆者を選ぶ権限が与えられる。コーディネーターにより執筆される各判決を総合した解説は6ページから10ページほどにまとめられる。

1989年、1999年、2009年、2019年に出版された重要判例解説を入手し、それぞれの女性コーディネーターと論文執筆者の数の比較を行った。

(2) 結果

結果については二点コメントしたい点がある。一点は懸念であり、もう一点は希望である。

表1. 2: ジュリスト重要判例解説、1989-2019

年	コーディネーター (計)	女性コーディネーター	執筆者 (計)	女性執筆者	女性執筆者 (%)
1989	11	0	99	5	5%
1999	12	0	106	10	9%
2009	12	0	113	15	13%
2019	13	0	100	24	24%

まず最初に、誰一人女性のコーディネーターがいないことが見受けられる。コーディネーターが48人あったにもかかわらず、女性は0人である。

筆者らは、このデータをとっても重要なデータであると考えている。なぜならば、日本の法学界において、重要判例解説のコーディネーターであることは大変名誉なことで、判例と、その執筆者の選択という権限が与えられる地位だからである。すなわち、コーディネーターはどの判決に焦点を当てるべきかということが決められるわけなので、ジェンダーに関する判決を含めるか否かを決定することができる。さらにコーディネーターは執筆者を選択する権利があるので、どのような視点をもつ学者に判例解説を執筆してもらうかを選択することができる。判例解説の執筆者に選ばれることは大変名誉なことであるので、若手の研究者にとっては、執筆の機会が与えられるかどうかは、すでに地位を確立している法学研究者たちに比べると、当人たちのキャリア形成に関わる特に重要な事項であるはずである。最後に、コーディネーターとして選ばれること自体が、日本で認められた学者であることを示すことにつながるもので、とても名誉なことであろう。

つまり、簡潔に言えば、この名誉あるコーディネーターに未だ女性が選ばれたことがないということは、日本の法学界におけるジェンダー平等という観点から、とても重大な問題であると認識されるべきである。

一方で、1989年から2009年の間に、女性が重要判例解説の執筆者に選出される機会の増加にはあまり変化がないが、2009年から2019年、飛躍的にその変化率が増加した。私たちはこのことは、ジェンダーギャップを解消するための大きな前進であると評価する。日本の法学界に占める女性が約15%と仮定して、2019年には女性執筆者が全体の24%を占めたことを考えると、女性法学者の声が、男性と平等に反映されていると評価することができるのではないだろうか。

3. ジュリストと論究ジュリスト

(1) 調査方法

私たちの日本法学界における女性法学研究者達の声を計る二つ目の調査方法にはジュリストと姉妹雑誌である論究ジュリストを使用した。ジュリストは1500号以上が出版されているが、2012年に有斐閣は2つのブランドにわけることとしたようである。ジュリストは日本の法律に関する論文及びコメン

トを毎月掲載し、論究ジュリストは四半期ごとに法科大学院生やその他（司法試験を目指す者などであろうか）向けに、より学術的な理論と理解を深めるような内容として出版されている。

私たちが調査した段階で最新号として出版されていたのは、2019年4月の雑誌で、各法分野の論文について、主に雑誌の目次を使用して調査した。論究ジュリストは2017年冬から、2019年春までの10冊、ジュリストは13冊、それぞれの執筆者の数を男女別に集計した。論文の執筆者が複数の場合も、それぞれの執筆者についてカウントした。

さらに容易にデータを取得することができたので、米国との比較として、2018年4月から2019年4月までのハーバード・ローレビュー、スタンフォード・ローレビュー、イェール・ロージャーナルの執筆者の数も集計した。

(2) 結果

表1. 3 : ジュリスト 2018年4月-2019年4月

出版月	論文数	男性執筆者	女性執筆者	女性の割合
4月	7	7	0	0%
5月	6	4	2	33%
6月	6	6	0	0%
7月	8	7	1	13%
8月	9	8	1	11%
9月	4	3	1	25%
10月	7	6	1	14%
11月	7	5	2	29%
12月	7	6	1	14%
1月	8	7	1	13%
2月	7	7	0	0%
3月	6	6	0	0%
4月	8	7	1	13%
合計	90	79	11	12%

日本で名誉あるジュリストにも、その執筆者の数にジェンダーギャップが存在することがわかる。2018年4月から2019年4月まで、執筆者は合計90人であったが、そのうち女性はたったの11人であった（12%）。女性執筆者が全体の25%又はそれ以上を占める月が3回あったが、一方で女性研究者が一人も含まれていない月が4回もあった。最も女性執筆者の占める割合が高かった月は、2018年5月で、論文数自体が少なく6本であったが、そのうち女

性執筆者が2人で、全体に占める割合としては33%にすぎなかった。

表1. 4 : 論究ジュリスト 2018年4月-2019年4月

出版 (vol)	論文数	男性執筆者	女性執筆者	女性の割合
2017年冬 (20)	15	9	6	40.00%
2017年春 (21)	13	11	2	15.35%
2017年夏 (22)	13	9	4	30.77%
2017年秋 (23)	16	13	3	18.75%
2018年冬 (24)	26	24*/**	2	7.69%
2018年春 (25)	13	9**	4	30.77%
2018年夏 (26)	16	14*/**	2	12.50%
2018年秋 (27)	14	8	6	42.86%
2019年冬 (28)	16	13**	3	18.75%
2019年春 (29)	15	14	1	6.67%
合計	157	124	33	21%

*特集は男性のみ

**座談会は男性のみ

論究ジュリストは、幾分か女性の執筆者の数が多いように見受けられるが、問題点があることは否めない。調査した10冊の執筆者と座談会参加者合計157人、そのうち、女性は33人(21%)であった。さらに、ここでも女性の執筆者がほとんど含まれていない月もあり、編集者はそのことを問題視していないようである。10冊のうち4冊は、女性の執筆者が1人か2人とどまる。これには、最新号の2019年春が含まれ、女性執筆者は15人中たったの1人であった。男性のみの参加者で座談会が構成されるというジェンダーの偏りも見受けられた。10冊のうち6回座談会の特集が組まれていたが、参加者はすべて男性であった。

前述したように、米国で権威ある法学雑誌として考えられている三つの法学雑誌と簡単に比較することができる。これらの雑誌は、ほとんどの場合、すで

に法学教育課程を卒業し、研究者として雇用されている者による論文と、学生によるノートまたはコメントにわけられる。すなわち、日本との比較としては、論文のみをカウントした。以下が2018年から2019年の結果である。

表1. 7: イェール、スタンフォード、ハーバード・ローレビュー (米国)
2018-2019年度 平均44%が女性執筆者

雑誌名	論文	男性執筆者	女性執筆者	割合
イェール・ロー ジャーナル	27	12	15	56%
スタンフォード・ローレビュー	20	12	8	40%
ハーバード・ローレビュー	38	24	14	37%
合計	85	48	37	44%

3つの米国の法学雑誌を合わせて、合計で85人の執筆者のうち、37人、すなわち44%が女性であった。この結果、異論はあるかもしれないが、女性と男性がほぼ均等に法学雑誌に論文を掲載する機会が与えられているといえる。

日本の法学界において女性学者が占める割合が約15%であると仮定すると、ジュリストは12%弱、論究ジュリストは21%強ほどの女性執筆者であるといえる。この結果から、より権威のあるジュリストに論文を発表するには、ある程度の地位を得た学者である必要があり、そのような地位を得ることができた研究者は、女性よりも男性の方が多いのかもしれない。

4. 終わりに

まず存在として、日本の法学部に占める、女性の法学研究者の割合は、大まかに見積もると、女性が15パーセント程度、男性が85パーセント程度であるということがわかった。更に声として、ジュリストの重要判例解説の女性執筆者は2014年には24%まで増え、2018年4月から2019年4月までのジュリストの女性執筆者の平均は12%で、論究ジュリストは21%であることがわかった。一方で、重要判例解説のモデレーターに女性が選ばれたことはまだ一度もないようである。

私たちは、英文でもこのデータの分析そして女性の法学研究者の歴史、パイオニア達、そしてフェミニスト論についてさらに深い考察を行い論文を執筆し

た。ハワイ大学マノア校・ウィリアム・リチャードソン法科大学院が発行する Asian-Pacific Law & Policy Journal¹³と SSRN¹⁴から無料でダウンロードできるので、是非そちらも参照していただければと思う。

法学教育というのは、単に弁護士や裁判官などの実務家を養成するだけでなく、裁判の判決や、立法にも影響を与えうると考えられる。さらに、日本では法学部から公務員になる学生も大変多いので、政治、国作りを担う人材の育成にも影響を与えていると考えられる。また、法学部を卒業して企業に進む学生も多いので、日本のビジネスリーダーを養成する場ともいえるであろう。つまり、社会を作るという意味で、法学教育が与える影響は大変重要かつ大きいものであると考える。それ故、その教育を行う教員である法学研究者に女性が一定数存在し、さらに、彼女たちの声、すなわち視点、意見、見解等が男性研究者たちに劣ることなく、同等に法学界に反映されていることがとても重要であると私たちは考える。

また、女性の法学研究者やフェミニストたちは、社会に存在する法を分析する際に、ジェンダー平等というレンズを使って、分析にある一定程度のフィルターをかけてくれる存在である。もし、彼女、彼らを排除し続けると、それは、法そして知識の発展時代が遅れてしまうであろう。もちろん、日本がジェンダーギャップの解消にあたって、過去に比べると、いくらかの進歩を遂げていることは私たちも了知している。しかしまだ、改善すべきポイントは残っているのではないだろうか。私たちの研究は単なる第一歩にすぎないと思う。更にこの議論をぜひ深めていって欲しいと願っている。

13 Volume 23, Issue 2 | Asian-Pacific Law & Policy Journal (blog.hawaii.edu/aplpj/files/2022/05/APLPJ_23.2_Levin-Messersmith_Publication.pdf)
Presence and Voice: The History and Status Quo of Women Law Professors in Japan
by Mark Levin, Makoto Messersmith :: SSRN
14 http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?+ract_id=2464720#